

**平成31年度子どもの健康づくり事業
「専門家・専門医による指導事業（メディア）」実施要項**

島根県教育庁保健体育課

1 趣 旨

スマホやゲームをはじめとする電子メディアの利用者が増加傾向にあり、子どもの電子メディア接触時間の長時間化や不十分な睡眠時間による健康被害等が問題となっている。

各学校等において実施している“ノー・メディア”、“アウト・メディア”の取組において、各学校等の要望に応じ、子どもの過度の電子メディア接触による発育、発達の影響について科学的な根拠等をもとに伝え、具体的な行動に結びつく予防策や対応策を提示することのできる専門家を派遣する。

2 派遣の対象となる取組

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下、「学校等」という）における児童生徒を対象とした講演会、授業等
- (2) 幼稚園、認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）における幼児を対象とした講演会等
- (3) PTA研修、学校保健委員会等、保護者を対象とした研修会
- (4) 教職員研修
- (5) その他、本事業の趣旨に合う学校等、幼稚園等の取組

3 実施期間

平成31年5月7日から平成32年2月29日までの間とする。

（元号法（昭和54年法律第43号）第1項に基づく政令の施行後は、改元後の元号による。）

4 派遣する講師

大学教授、医師、メディアに関する専門家 他

5 派遣時間

打合せ、振返りの時間も含めて1回につき2時間以内とする。2時間を超過する場合は、事前に保健体育課に相談する。

6 派遣する回数

事業全体で計70回程度とする。

7 派遣に係る経費の支援（保健体育課が負担）

- (1) 報償費（県平成31年度予算単価表による）

区 分	単 価
大 学 教 授 ・ 准 教 授 級	6,300 円/時間
特殊・専門的知見を有する者 (他の職に就いている場合)	5,100 円/時間
上 記 以 外	3,000 円/時間

(2) 旅 費

県の規定に基づき、全額負担する。ただし、県内の講師について支払うことを原則とする。

8 事務手続き

(1) 申 込

実施計画書(様式1)を平成31年4月26日(金)までに保健体育課に直接申し込む。

(2) 決 定

申込内容等を考慮して派遣する講師等を決定する。ただし、前年度「健康とメディア専門家派遣事業」を利用していない学校等・幼稚園等を優先して派遣することとする。

決定通知は、所管する教育委員会を通じて通知する。

- | | | |
|------------------|---|------------|
| 市町村立学校等 | ← | 市町村教育委員会 |
| 公立幼稚園等 | ← | 市町村幼稚園等所管課 |
| 県立学校、私立学校等、国立学校等 | ← | 保健体育課 |

(3) 報 告

実施報告書(様式2)を講演等終了後、2週間以内に提出する。

- | | | | | | | |
|----------------------------|---|---------------------------|---|----------------------|---|-------|
| 市町村立学校等
(3部提出) | → | 市町村教育委員会
(1部保管、2部提出) | → | 教育事務所
(1部保管、1部提出) | → | 保健体育課 |
| 公立幼稚園等
(2部提出) | → | 市町村幼稚園等所管課
(1部保管、1部提出) | → | | → | 保健体育課 |
| 県立学校、私立学校等、国立学校等
(1部提出) | | | | | → | 保健体育課 |